

小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町 重要事項説明書

あなたに対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたり、介護保険法に関する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）第9条及び第169条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 福寿会
法人の所在地	山形県山形市飯田2丁目7番30号
法人の種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 荒井 寛
法人設立年月日	平成22年5月25日
電話番号・FAX番号	(電話) 023-625-5212 (FAX) 023-631-1102

2. 事業所の概要

施設名称	小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町
所在地	山形県山形市小荷駄町12番46号
施設長	横倉 克則
電話番号・FAX番号	(電話) 023-666-6517 (FAX) 023-666-6518
事業の種類	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
利用定員	29人
指定年月日・指定番号	平成23年4月1日 ・ 0690100300

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づきその居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指すものとする。

(2) 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、山形市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物の概要

	敷地	2, 079. 92 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建
	延床面積	1, 518. 138 m ²
	利用定員	29人

(2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数など
1人部屋	29室
共同生活室	3ユニット(10名・10名・9名)
浴室	1カ所
医務室	1カ所
調理室	1カ所

5. 入所に関する事項

(1) 入所の条件

- ①当施設では入所決定過程の透明化・公平性の確保と入所の必要な方が円滑に入所できることを目的とした、山形県老人福祉協議会が策定した「特別養護老人ホーム入所指針」により、合議による入所決定を行っております。
- ②入所は介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となっております。介護保険の被保険者証でご確認ください。
- ③当施設は医療機関ではありませんので、入院治療を必要とする方は入所できません。

6. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準
① 施設長	1名	1名
② 医師	嘱託1名	1名
③ 生活相談員	1名	1名(※)
④ 介護支援専門員	1名	1名(※)
⑤ 介護職員	18名	9名
⑥ 看護職員	3名	1名
⑦ 栄養士	1名	1名(※)
⑧ 機能訓練指導員	1名	1名(※)
⑨ 事務員	1名	実情に応じた数
⑩ 調理員	2名	実情に応じた数

(※) 本体施設の各職員によるサービス提供が適切に行われているときには置かないことができる。

7. サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ご利用者の自立支援のため、離床し共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。 ・おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとします。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがあります。 ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員がいる場合は、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の維持又はその減退を防止するための訓練を実施します。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には嘱託医師による往診、あるいは協力医療機関を受診します。他の医療機関を受診する際にも責任をもって引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて相談をおこない、できるだけ配慮します。 <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>板垣クリニック 板垣 晋一 医師 山形市成沢西4-4-5 TEL023-689-9588</p>
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。
相談及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口)</p> <p>生活相談員 江口千代美 介護支援専門員 佐藤有里子</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合において、入居者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

8. 利用者負担金

①介護保険法が定める法定料金（2024年4月改定介護報酬対応）

(1) 基本サービス料金（日額）

介護認定	単位数	介護報酬額 (円)	自己負担額 1割の場合 (円)	自己負担額 2割の場合 (円)	自己負担額 3割の場合 (円)
要介護1	682	6,820	682	1,364	2,046
要介護2	753	7,530	753	1,506	2,259
要介護3	828	8,280	828	1,656	2,484
要介護4	901	9,010	901	1,802	2,703
要介護5	971	9,710	971	1,942	2,913

(2)加算料金等 *加算料金とは施設の人員体制や取り組み等によって頂く料金です。

区 分		介護報酬額 (円)	自己負担額 (介護報酬 の1割分) (円)	自己負担額 (介護報酬 の2割分) (円)	自己負担額 (介護報酬 の3割分) (円)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日あたり	180	18	36	54
看護体制加算Ⅱ	1日あたり	230	23	46	69
夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	460	46	92	138
精神科療養指導加算	1日あたり	50	5	10	15
認知症専門ケア加算	1日あたり	40	4	8	12
入院、外泊時費用(月に6日を限度)	1日あたり	2,460	246	492	738
初期加算(入所後30日と30日を越えて 入院し再び施設に戻ってきた30日)	1日あたり	300	30	60	90
療養食加算	1回あたり	60	6	12	18
看取り介護加算(死亡日45日前～31日前)	1日あたり	720	72	144	216
看取り介護加算(死亡日以前4～30日前)	1日あたり	1,440	144	288	432
看取り介護加算(死亡日の前日・前々日)	1日あたり	6,800	680	1,360	2,040
看取り介護加算(死亡日)	1日あたり	12,800	1,280	2,560	3,840
安全対策体制加算	1回あたり	200	20	40	60
新加算(Ⅰ)	総単位数合計×14.0%				

② 所定料金(介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの)

(1) 食事代

1日あたり 1,445円

※食事代については、申請により所得に応じた減免措置の制度があります。

(2) 居住費

1日あたり 2,066円

※居住費については、申請により所得に応じた減免措置の制度があります。(日額)

入居者負担段階	食費	居住費	合計（日額）
第1段階 生活保護・老齢福祉年金受給者 預貯金等 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	880円	1,180円
第2段階 公的年金収入金額(非課税年金含む)と 合計所得金額の合計が80万円以下 預貯金等 単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円	880円	1,270円
第3段階① 公的年金収入金額(非課税年金含む)と 合計所得金額の合計が 80万を超え120万以下 預貯金等 単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円	1,370円	2,020円
第3段階② 公的年金収入金額(非課税年金含む)と 合計所得金額の合計が120万を超え 預貯金等 単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円	1,370円	2,730円
第4段階（住民税課税世帯）	1,445円	2,066円	3,511円

(3) 特別な食事等（おやつ代・ジュース代・お酒等を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

- ・利用料金：要した費用の実費

(4) 理髪・美容料

ご希望があれば定期的に、訪問サービスの理容師・美容師による訪問サービスをご利用して頂くことが出来ます。

- ・利用料金：実費

(5) 予防接種

- ・医療機関が定めた額

(6) 入院・通院費

- ・医療保険制度による自己負担分

(7) レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことが出来ます。

- ・利用料金：材料代等の実費

(8) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担していただくことが適当であるものに係る費用をご負担願います。

但し、おむつ代は介護保険給付対象となっています。ご負担の必要はありませんが、外出・外泊・入院時に持ち出される場合は実費をご負担願います。

(9) 電気製品の使用料

個人的に利用される電気製品を持ち込んで使用される場合の使用料金をご負担願います。

- ・使用料金：500円（月額）

<例> テレビ、電気毛布、ラジオ、電気シェーバー等

※ 持込み及び引取りに際しては、届出書をご提出願います。

9. 協力医療機関

①医療機関

医療機関の名称	山形大学医学部付属病院
所在地	山形市飯田西2丁目2-2
電話番号	023-633-1122

②歯科医療機関

医療機関の名称	堀歯科クリニック病院
所在地	山形市下条町2丁目4-13
電話番号	023-645-1234

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町消防計画」に基づき対応を行います。			
近隣との協力	小荷駄町の住民及び消防団に、非常時の相互支援をお願いしています。			
平常時の訓練	別途定める「小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町消防計画」に基づき年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知設備	1式	誘導灯	9灯
	スプリンクラー	1式	消火器	6本

	非常用発電設備	1 式		
	非常灯	45 灯		
	※カーテン、布団は防災性のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出月日：平成23年4月20日 防火管理者：横倉 克則			

11. サービス利用上の留意事項

介護保険施設においては、他にも大勢利用者がいらっしゃいます。他の方の迷惑にならないようにならないように、次の項目について留意してください。これらの項目に再三にわたって違反する場合は、退所となることがあります。

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会については、感染症の流行状況など社会情勢を鑑み受け入れを行っております。随時施設からの情報を確認下さい。 ・面会の時は、入館票に氏名などをご記入のうえ施設職員に声をかけてから、居室にお入りください。 ・風邪、その他伝染性疾患にかかっている方はご遠慮ください。 ・食べ物の持ち込みは、特に制限はありませんが、餅類、生もの類の必ず担当介護員にご相談ください。また、飲み込みの悪い利用者も生活しておりますので、他の人に対して持ち込み、おすそ分け等は必ず担当介護員にご相談ください。 <p>※面会受付用紙については、当施設側の把握の目的で使用しているものであり、面会状況等の情報を開示するものではありません。</p>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・医師から外出を禁じられている場合を除いて、特に制限はありません。事前に生活相談員に届けてください。原則として、ご家族の付き添いが必要です。
医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病等の程度により入居者が外部の医療機関に通院する場合、その介添えについてできるだけ配慮します。職員による介添えが困難な場合には、ご家族等による対応をお願いする場合があります。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内禁煙となっております。飲酒については生活相談員にご相談ください。

迷惑行為等	・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	・原則入居者及びご家族、身元引受人の方の管理とし、必要に応じて職員が支援させていただきます。入居者ご本人の管理による紛失、盗難等に関して、当施設は一切責任を負いません。
宗教・政治活動	・施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。なお、個人の範囲内での信条、宗教を制限するものではありません。
動物飼育	・施設内へのペットの待ち込み及び飼育はお断りします。

12. 事業者及びサービス従事者の義務

- (1) サービスの提供において、ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新のための必要な援助を行います。
- (4) ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。

13. 緊急時の対応方法について

ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、別途定める「事故発生防止及び事故発生時対応のための指針」及び「事故の発生防止と発生時の対応策（マニュアル）」に則り、速やかにご利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

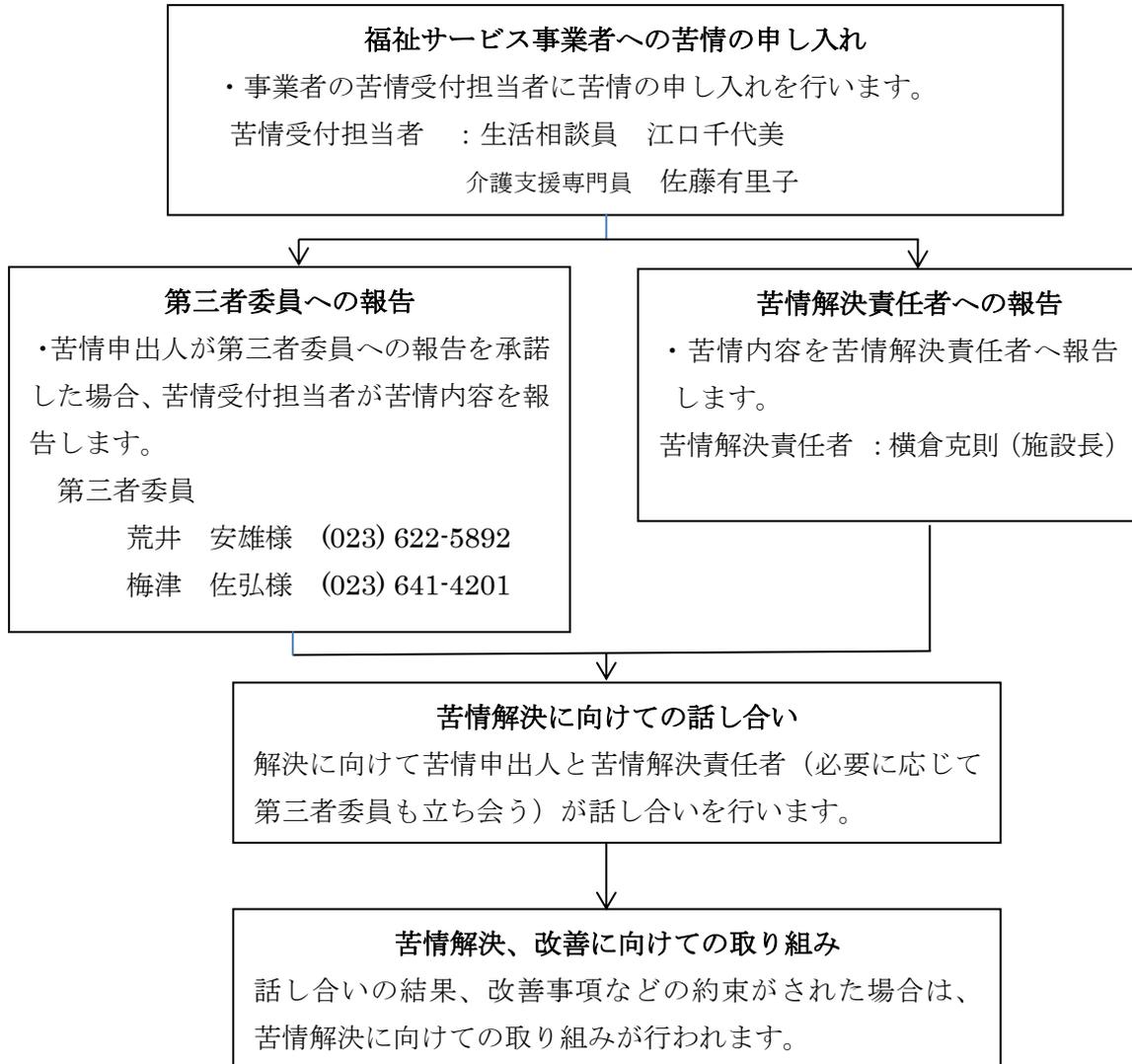
15. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けいたします。

(1) 相談窓口

施設内相談窓口	<p>小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町</p> <p>電話：（０２３）６６６－６５１７</p> <p>時間：平日 ８：３０～１７：３０</p> <p>対応者：生活相談員 江口千代美 介護支援専門員 佐藤有里子</p> <p>＊上記時間外においては、介護職員等の勤務中の職員が受付し、生活相談員等へ申し送ります。</p> <p>＊利用者が常時気付いたことを気軽に伝達できるよう「意見箱」を施設内に設置いたします。</p>
第三者委員	<p>法人監事 荒井 安雄様 （０２３）６２２－５８９２</p> <p>法人監事 梅津 佐弘様 （０２３）６４１－４２０１</p>
運営適正化委員会	<p>施設で解決できない苦情は、山形県社会福祉協議会に設置されている「山形県福祉サービス運営適正委員会」に申し立てることができます。</p> <p>電話：（０２３）６２６－１７５５</p> <p>FAX：（０２３）６２６－１７７０</p>
山形市役所	<p>山形市福祉推進部 介護保険課 指導監査課</p> <p>電話：（０２３）６４１－１２１２（代表）</p> <p>時間：平日 ８：３０～１７：１５</p>
国民健康保険団体連合会	<p>国民健康保険団体連合会</p> <p>電話：（０２３７）８７－８００６（苦情・相談専用）</p> <p>時間：平日 ９：００～１６：００</p>

(2) 苦情処理を行うための処理体制・手順



- ①相談又は苦情受付窓口担当者は、利用者宅へ連絡し、状況を明確にします。
- ②場合により、利用者宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとしします。
- ③検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、利用者にも納得していただけるよう心がけます。
- ④発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぎます。

16. 秘密の保持について

ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について、事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。また、事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供を

する上で知り得たご利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

17. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

※損害保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

18. 運営推進会議の設置

当事業所では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、山形市職員、地域包括支援センター職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等

開催：3ヶ月に1回の開催（山形市の介護相談員の受け入れを行っている為）

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

19. 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷・他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者又はご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険

が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

- (3) 一時性……ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

20. 看取り介護について

「小規模特別養護老人ホーム 福寿草小荷駄町 看取りに関する指針」に基づく看取り介護を行います。ご利用者が医師の診断による終末期を迎えられた時、ご利用者本人及びご家族が施設でのターミナルケアを希望した場合に限り、ご利用者の意志と尊厳を守る介護を実施します。

21. 衛生管理等について

サービスを提供する施設、食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

22. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- (1) 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (2) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (4) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- (6) 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

I ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

II 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が他の介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム等に入所した場合。

利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の居住費及び利用料金をご負担いただきます。

居住費につきましては実費（1日あたり第4段階の料金）でのご負担となります（但し、生活保護受給者及び社会福祉法人による負担軽減措置対象者は除く）。
- ② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。3ヶ月以内に退院が見込まれた場合

でも、ご利用者の心身の状況により入所をお断りする場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

入院期間中の利用料金については、所定の居住費及び介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

また、必要な場合には、おむつは実費にて用意いたします。

23. 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

※ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として（介護保険から給付される費用の一部）ご負担いただきます。

24. 残置物の引取について

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引越しにかかる費用については、ご利用者又は身元引受人ご負担いただきます。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供開始に当たり、本書面に基
いて重要事項について説明しました。

＜事業者＞	住 所	山形市小荷駄町 12 番 46 号	
	名 称	社会福祉法人 福寿会 小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町	
	代表者	施設長 横倉克則	㊟
	説明者職・氏名	生活相談員 江口千代美	㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定地域密着型介護老人
福祉施設入所者生活介護の提供開始に同意します。

＜利用者＞	住 所		
	氏 名		㊟

＜署名代行者＞	住 所		
	氏 名		㊟
	署名代行理由		

＜身元引受人＞	住 所		
	氏 名		㊟